

不動産公売にかかる誓約書

豊岡市長 様

私は、豊岡市が行う不動産公売において、次のことに同意することを誓約します。

この誓約に反する事実が判明した場合は、最高価申込者の決定の取消又は売却決定の取消等の措置がなされ、また公売保証金が返還されないことについて、一切異議を申し立てません。併せてこれらの処分により損害が発生した場合、そのすべてを私の責任とし、豊岡市に一切責任がないことを誓約します。

- (1) 公売財産に不適合があっても、現所有者および豊岡市には担保責任は生じません。
- (2) 所有権などの権利が、買受人に移転した後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。
- (3) 豊岡市は不動産の引渡し義務を負いません。公売財産内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵などの引渡しなどは、すべて買受人自身で行ってください。また、隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。豊岡市は関与しません。
- (4) 買受人は、買受人に対抗することができる公売財産上の負担（マンションの未納管理費など）を引き受けなければなりません。
- (5) 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品・交換、修理・保証および買受代金の返還を求めることができません。
- (6) 取得した不動産については、暴力団又は暴力団員への利益供与や、暴力団事務所等への利用にはできません。
- (7) 豊岡市が定めるインターネット公売ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守しなければなりません。

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は法人名・代表者名
